

令和2年6月16日

区民部 区民課

江東区印鑑条例の一部を改正する条例について

1. 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号、以下「一括整備法」という。）の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号）の一部が改正されたことから、本区印鑑条例の一部改正を行う。

2. 一括整備法の趣旨

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律における成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しを行うもの。

3. 改正の概要

江東区印鑑条例第3条2項に規定する、印鑑登録に係る欠格条項について、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるとともに、その他の規定を整備する。

4. 施行期日

公布の日

江東区印鑑条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、区長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に<u>記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u></p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、<u>記録。以下同じ。)</u>がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(登録資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、区長は、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)が住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)</u>がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合)にあっては氏名及び当該通称)</p>

に通称の記載がされている場合にあつては氏名
及び当該通称)

(4)～(7) (略)

第9条～第22条 (略)

(4)～(7) (略)

第9条～第22条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。